

経営所得安定対策等の申請はお済でしょうか

非主食用米(飼料用米、加工用米、輸出用米等)や転作作物(大豆、そば、えだまめ、その他畑作物等)を作付けしている方は、経営所得安定対策等の申請を行う事で交付金の対象となる場合があります。

大館市農業再生協議会で申請受け付けを行っておりますので、期日までの申請をお願い致します。

**受付期限：令和8年6月15日（月）
16：00まで**

※申請を行わないと、交付金の対象作物を出荷しても交付金は交付されません。

提出書類

- (1) 経営所得安定対策等交付金交付申請書(様式第1号A)
- (2) 収入減少影響緩和交付金の積立申し出に係る
米穀の出荷・販売契約数量報告書(様式第10-11号)
※ナラシ加入を希望する方
- (3) 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

添付書類

- (1) 各集出荷事業者との出荷契約書

大館市農業再生協議会
(市役所 3F)
電話: 42-3336